

TEC-FORCE予備隊員 応募者向け説明会

	質問	回答
1	・1年以内に受診した健康診断結果はいつどのように提出すればよいか。	・提出については、TEC-FORCE予備隊員名簿登録後に改めて提出を依頼します。 ・健康診断結果の提出は、過去1年以内に会社等で受診している定期健康診断の結果を提出頂く予定で、応募にあたって別途受診をお願いするものではありません。
2	・様式1、様式2等の電子データはいただけるのか。 ・写真は電子データの貼り付けでいいのか。	・四国地方整備局のホームページに様式も含めて掲載しており電子データの取得ができるようになっております。 ・電子データの貼り付けで結構です。 【四国地方整備局ホームページ】 https://www.skr.mlit.go.jp/bousaig/05.html
3	・様式1(意向調査票)に所属企業等の承諾の有無とあるが、承諾書等は必要なのか。	・承諾書等の紙面又は電子データでの提出は必要ございません。(様式1の承諾の有無のチェックのみです)
4	・応募を検討されている方を雇用されている企業・団体等の皆様へ(PDF)の電子データはいただけるのか。	・四国地方整備局のホームページに様式も含めて掲載しており電子データの取得ができるようになっております。 【四国地方整備局ホームページ】 https://www.skr.mlit.go.jp/bousaig/05.html
5	・様式3(職務履歴書)の記載例について、電子データはいただけるのか。	・記載例を別紙に添付します。 ・添付する記載例は四国地方整備局独自の例示であり他地整等への申請する場合は、該当地整にお問い合わせください。 ・なお、記載例にある「(応募資格③)」等の記載は不用です。
6	・提出する様式等に押印は必要ですか。	・押印につきましては必要ございません。
7	・派遣要請時、会社の業務が優先される場合は拒否できるか。	・拒否できるという理解で結構です。 ・派遣要請時は、その都度、調整させていただきます。
8	・履歴書に保有資格は記載しますが、経歴書にも必要ですか。	・履歴書に記載して頂ければ、経歴書への記載は必要ありません。
9	・10月頃に名簿登録とあるが、同日付でホームページに公表されるのですか。	・10月頃にTEC-FORCE予備隊員名簿に登録するタイミングで公表の可否について改めて登録者へ確認致します。 ・公表の了承を得られた登録者及び企業名を四国地方整備局ホームページに公表させていただきます。
10	・非常勤としての活動期間中は給料が出るが、現在、所属している会社から受け取る給料と重複するため、無給という形で非常勤扱いになるのですか。	・国家公務員法に基づく給与をお支払いします。 ・給与等の重複については、国側に制約はありませんので所属されている企業の規定等をご確認ください。
11	・非常勤として受け取る給料は拒否できますか。	・拒否できません。 ・国家公務員法に基づく給与をお支払いします。

TEC-FORCE予備隊員 応募者向け説明会

	質問	回答
12	・災害派遣の場合、どこかへ集合し職員と一緒に派遣されるのでしょうか。	・災害派遣時は、指定する場所（四国地方整備局又は事務所）へ集合頂き、その後は、職員と同じ行程で派遣先まで移動します。
13	・災害派遣の場合、住居から高松（四国地方整備局本局）へ集合となるのでしょうか。	・災害派遣時は、指定する場所（四国地方整備局又は事務所）へ集合頂き、その後は、職員と同じ行程で派遣先まで移動します。
14	・企業等に勤めていますが非常勤職員となった場合、公務員としての兼業となりますが申請が必要でしょうか。	・国家公務員法上は申請等の必要ありません。 ・所属されている企業での規定についてはご確認ください。
15	・他の地方整備局の募集にも応募は可能でしょうか。	・募集要項上の規定はありませんが、発災後に速やかに派遣されるので、自宅等のある整備局で登録をお願いします。
16	・技術職でない事務職の応募は可能でしょうか。	・応募は可能です。 ・被災地における情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策にかかる情報収集・連絡（リエゾン）も職務内容に含まれます。
17	・どのくらいの年齢や、経験年数を想定しているのでしょうか。	・応募要項上の規定はありません。
18	・予備隊員としての派遣期間は、企業への損失補填等もあるのですか。	・企業への損失補填等はございません。
19	・社会保障費は、その所属先の企業は負担可能ですか。	・「国土交通省共済組合」の加入条件を満たさないため、「国土交通省共済組合」へは加入できません。 ・所属されている企業に対して、特に制約はありません。
20	・派遣する社員に対する企業のインセンティブについて、ホームページで予備隊員の所属する企業の紹介のみですか。	・登録されたTEC-FORCE予備隊員を雇用されている企業等のご紹介を予定しています。
21	・勤めている企業のPRも考えています。例えば制服にPRのためロゴを入れることは可能でしょうか。	・派遣の際には制服を貸与しますので、それを着用して頂くこととなります。
22	・非常勤として採用されたら、国家公務員の義務や制限が課せられると思いますが、どのくらいの期間でしょうか。	・手続き上ある程度の期間が必要であることはご理解ください。 ・ただし、任期（制限を受ける期間）はできるだけ短縮したいと考えております。
23	・非常勤職員となった際、証明書等の発行はありますか。	・非常勤職員の辞令交付を行います。
24	・派遣の際の旅費、交通費はどのように決められるのでしょうか。	・国家公務員等の旅費に関する法律に基づき旅費を支給します。宿費等は実費精算となっております。

TEC-FORCE予備隊員 応募者向け説明会

	質問	回答
25	・募集要項の1. 募集内容・採用形態に「研修や災害派遣ごとに必要な期間のみ、非常勤職員として採用」とあるが、国家公務員倫理法・倫理規定関係の適用期間はどの範囲でよろしいか。	・ご認識のとおり、非常勤職員として採用している期間のみです。
26	・募集要項の3. 職務内容の＜研修＞に「その他、任命権者が必要と認める事務に従事していただく場合がございます。」とあるが具体的にどのようなことか。	・現時点で想定している事務はありません。
27	・TEC-FORCE予備隊員に登録された企業名及び登録者を、四国地方整備局ウェブサイトにて公表される予定か。	・TEC-FORCE予備隊員名簿の登録者名及び企業名の整備局のホームページ掲載については、名簿登録者及び企業の意向を確認のうえ、整備局のホームページに掲載の有無・方法など改めて協議します。
28	・企業向けの文書にて、「TEC-FORCE予備隊員の名簿に登録された予備隊員を雇用されている企業等を四国地方整備局のウェブサイトにてご紹介を予定しています（任意）。」と示されているが、TEC-FORCE予備隊員の登録者を公表することを記載したものがあるのか。	・募集要項上では記載はありません。 ・TEC-FORCE予備隊員名簿の登録者名及び企業名の整備局のホームページ掲載については、名簿登録者及び企業の意向を確認のうえ、整備局のホームページに掲載の有無・方法など改めて協議します。
29	・企業名を公表し、個人名は控えていただくことは可能か。	・可能ですが、TEC-FORCE予備隊員名簿の登録者で統一した対応としたいため、名簿登録者及び企業の意向を確認のうえ、整備局のホームページに掲載の有無・方法など改めて協議します。
30	・TEC-FORCE予備隊員制度の目的は何か。	・被災地方公共団体等への支援体制の強化を目的としています。
31	・職員を派遣をしたことによる所属企業に対するインセンティブは如何か。	・登録されたTEC-FORCE予備隊員を雇用されている企業等のご紹介を予定しています。
32	・TEC-FORCE予備隊員は原則として、国交省職員のOBを想定しているのか。民間の方は応募可能か。	・応募要項の5. 応募資格に記載のとおり、国交省職員のOBだけでなく、民間企業の方の応募も可能です。
33	・募集要項の1. 募集内容・採用形態の通り、TEC-FORCE予備隊員の登録期間は自動更新ではないということか。	・毎年度ごとの更新（登録）としています。 ・来年度も継続して応募いただく場合、再度応募頂く必要はありますが、面接等は省略とする場合があります。
34	・TEC-FORCE予備隊員の年齢の上限はあるか。	・年齢の上限は設けていません。
35	・有事の際の医療費や交通費などの立替制度はあるか。	・立替に係る制度はありません。
36	・TEC-FORCE予備隊員が派遣された時の班編成はどのようなになるのか。	・派遣時は常勤職員と予備隊員の混成班とする予定です。 ・班長は常勤職員から選任します。
37	・募集要項の4. 待遇等の＜災害時の補償＞にある「常勤の国家公務員と同様の補償」とは具体的にはどういったことか。また、派遣時に死亡した場合の補償とは何か。	・公務に起因する負傷、障害及び死亡等と認定された場合は、国家公務員災害補償法により補償されます。 ・公務外の場合は、ご自身が加入されている健康保険等をご使用ください。

TEC-FORCE予備隊員 応募者向け説明会

	質問	回答
38	・募集要項の6. 留意事項に「非常勤職員として採用された場合、国土交通省共済組合へは加入しません」とあるが、共済組合に加入しない場合、企業側の健康保険を活用するのか。	・公務に起因する負傷、障害及び死亡等と認定された場合は、国家公務員災害補償法により補償されます。 ・公務外の場合は、ご自身が加入されている健康保険等をご使用ください。
39	・募集要項の6. 留意事項の＜国家公務員倫理法・倫理規定関係＞の1項目と3項目について具体的にご教授ください。	・1項目目について、非常勤職員（TEC-FORCE予備隊員）として採用以前に、当該職員との利害関係である場合、採用後も利害関係は継続する旨の記載でございます。 ・3項目目について、非常勤職員（TEC-FORCE予備隊員）が整備局OBの場合、現役時の職務に係る利害関係者との禁止行為は適用されない旨の記載でございます。（別添②をご参照ください）
40	・災害に対する保険や損害に対する保険となると、質疑No.38でご回答いただいた健康保険が適用されないという認識であるが、その点の確認をしていただきたい。（国土交通省共済組合も適用されず、損害保険が適用されるという認識である。）	・公務に起因する負傷、障害及び死亡等と認定された場合は、国家公務員災害補償法により補償されます。 ・公務外の場合は、ご自身が加入されている健康保険等をご使用ください。
41	・非常勤として採用された場合、制服（防災服）を貸与されるとのことですが、制服に企業のPRロゴを入れることは可能か。（背中や胸のワッペン箇所に企業名やロゴを貼り付ける等）	・国土交通省の非常勤職員として採用されますので、防災服に企業名を入れることはできません。 ・ご意見として承ります。
42	・災害派遣となると、非常に過酷な環境になろうかと思うがその改善について考えていただけないか。	・TEC-FORCE隊員の現場作業の条件や移動など厳しい環境というのは理解しており、その改善については引き続き検討いたします。
43	・TEC-FORCE予備隊員に応募した後の委嘱状は採用されてからいただけるのか。	・TEC-FORCE予備隊員として非常勤職員として採用する場合は、辞令交付をさせていただきます。
44	・TEC-FORCE予備隊員名簿への登録にあたっては非常勤職員の辞令交付前になると思うが、名簿に登録される段階で所属企業へ通知して欲しい。	・名簿に登録する段階で文書で通知します。

職務経歴書

令和 年 月 日現在

氏名：

※これまでの職務経歴について、期間、業務内容（担当業務の詳細、実績等）やポジション（職位や部下の数等）を御記載ください（様式自由）。

※応募資格に関連する経歴は、応募資格を満たすことが分かるよう、詳細にご記載ください。

※応募資格③～⑤のうち、複数を満たす場合は、それぞれを満たすことが分かるように記載ください。

<記載例>

【職務経歴】

※詳細は様式2の履歴の中で確認させていただきますが、この様式3では特に防災業務に関係している経歴をわかる範囲内で記載ください。

※TEC-FORCE、災害査定の派遣実績については、派遣回数も分かる範囲で記入してください。

※⑤の研究実績には、研究実績の他、取得されている国土交通省の登録資格について、記載ください。

- 平成●年●月から平成●年●月まで、四国地方整備局 ●●●課長として、災害時の●●県等の被災状況の把握や●●県との支援に関する調整等の業務に従事（応募資格③）
- 平成●年●月から平成●年●月まで、四国地方整備局 ●●河川国道事務所 副所長として、平常時には、●●川の河川整備や維持管理に関する業務、また、平成●年●月洪水において、●●地先の災害復旧工事に携わった。（応募資格④）
- 平成●年●月から、約1週間、TEC-FORCE 隊員として、●●県●●市に派遣され、災害応急対策として、被災状況調査班の班長として派遣され活動した。その他の派遣含めて全部で○回派遣された。（応募資格④）
- 平成●年●月の●●洪水において、●●県にリエゾンとして派遣され、●●県の被災状況の把握や●●県の本部会議に参加し、被災状況やニーズ（要望等）の収集し、事務所を通じ整備局に報告した。（応募資格④）
- 平成●年●月から、約1週間、災害査定官として●●県●●市、●●町等における河川、道路等の災害において、査定業務に従事。その他の派遣含めて全部で○回派遣された。（応募資格④）
- 専門知識として、平成●年に河川に関わる河川維持管理技術者（又は河川点検士）を取得



非常勤職員採用時の「国家公務員法等に基づく義務・制限」について

※採用は研修・派遣毎に行い、その時のみ国家公務員(非常勤職員)としての身分を持ちます

<国家公務員法関係のポイント>

○TEC-FORCE予備隊員としての職務(訓練・派遣)遂行にあたり適用されるもの

- ・法令及び上司の命令に従う義務(国公法第98条第1項)
- ・職務に専念する義務(国公法第101条)

○任期中を通じて適用されるもの

- ・争議行為等の禁止(国公法第98条第2項)
- ・信用失墜行為の禁止(国公法第99条)
- ・政治的行為の制限(国公法第102条)

○任期満了後も適用されるもの

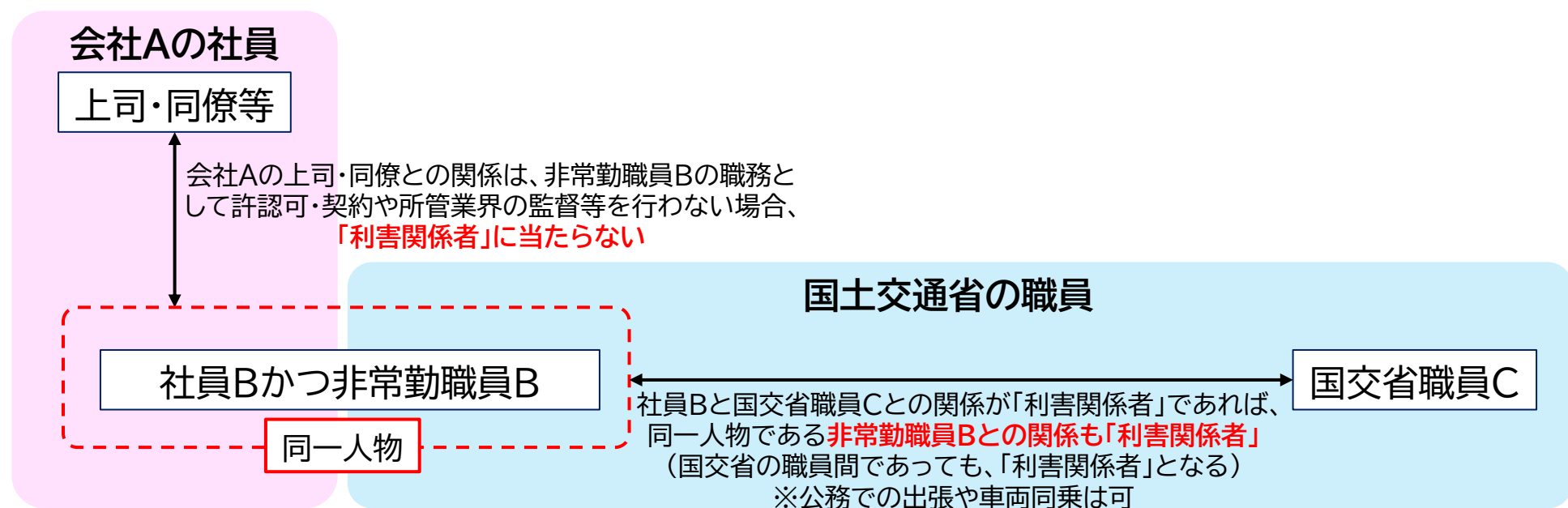
- ・秘密を守る義務(国公法第100条)

<国家公務員倫理法・倫理規程関係のポイント>

○非常勤職員となる方が、採用前に国家公務員との利害関係者である場合、非常勤職員として採用後も、当該国家公務員との利害関係者としての立場は継続します。

○非常勤職員は、「利害関係者以外の者等との間における禁止行為」や「特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止」の適用を受けます。(民間人の立場・職務として実施した対価として、報酬を受領することは禁止行為に該当しません)

○なお、国家公務員倫理法・倫理規程は、非常勤職員としての身分を有する間にのみ適用され、それ以外の「TEC-FORCE 予備隊員」名簿登録期間には、適用されません。



<兼業時の国家公務員倫理法・倫理規程適用のイメージ>